

厚生常任委員会記録

令和3年3月9日(火) 於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時47分

○出席委員(7名)

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 8番 木村隆洋委員
13番 蒔苗博英委員 16番 小田桐慶二委員 20番 石田久委員
27番 宮本隆志委員

○出席理事者(8名)

福祉部長	番場邦夫	障がい福祉課長	白取靖夫
情報システム課長	羽場隆文	介護福祉課長	工藤繁志
介護福祉課主幹	三上礼興	健康子ども部長	三浦直美
こども家庭課長	石澤容子	スポーツ振興課長	石澤淳一

○出席事務局職員(2名)

次 長 菊池浩行 書 記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長(蒔苗博英委員) これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案8件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
議案第20号 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例案

○委員長(蒔苗博英委員) まず、議案第20号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長(番場邦夫) 議案第20号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を

改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、障がい福祉に係る給付事務において個人番号を利用するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、条例の名称が大変長くなっておりますので、以下、番号条例と申し上げさせていただきます。

初めに、改正の理由について御説明申し上げますので、お手元の資料1を御覧ください。

障がい福祉に係る給付事務のうち、①重度心身障害者医療費支給事務並びに②地域生活支援事業の実施に関する事務に含まれます日常生活用具の給付に関する事務、移動支援に関する事務、訪問入浴サービスに関する事務及び日中一時支援に関する事務では、市外からの転入者等が申請する際は、1月1日現在の住所地から所得課税証明書を取り寄せて添付する必要がありますが、この所得課税証明書の添付については、番号条例を整備して国に届出をすることで個人番号を利用した他の地方公共団体との情報連携が可能となります。

そのことにより、申請者が前の住所地から証明書を取り寄せる手続や手数料負担の必要がなくなるなど、市民の負担軽減と行政事務の効率化につながることから、今回、条例改正しようとするものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。お手元の資料2のほうがその改正内容、資料3が新旧対照表となっておりますので、併せて御覧くださるようお願いいたします。

改正内容といたしましては、別表第1及び別表第2に重度心身障害者医療費支給事務及び地域生活支援事業の実施に関する事務を加えております。これは、別表第1に加えることで当該事務について個人番号の利用を可能とし、また別表第2に加えることで特定個人情報の内部利用を可能とするものであります。また、別表第2につきましては、項の番号及び字句の整理を併せて行うものであります。

附則といたしまして、本条例の施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

最後に、この条例改正により、実際に情報連携が実施可能となる時期につきましては、条例が改正となりましたら、国のスケジュールでは、本年6月中旬までに国の個人情報保護委員会への届出を行うことで、審査を経た上で、7月から8月には結果が通知され、令和4年2月以降の開始を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 改正理由の1番のところなのですが、ここには今回の、個人番号を利用した情報連携というふうに書いていますけれども、その中で、重度心身障害者医療費支給事務と地域生活支援事業の実施に関する事務ということで書いてあるわけなのですが、その下に効果というのが何点か書いています。

市民の利益と行政の利益なのですが、効果だけは書いていますけれども、例えばメリット・デメリットという形でいけば、効果だけ書いていますけれども、デメリットのほうではどういようなことが危惧されるのか。今までも、この個人番号の場合は、漏れがかなりあったり、いろいろな形であると思うのですが、その辺についてはどうなのでしょう。

それと、今回、これが実施されるに当たって、全ての市民の方が、何というのですか、所得課税証明書とかいろいろ書いていますけれども、全員、これは強制的になるのか。その辺については、押しつけになるのかどうか、その辺についてどうでしょうか。

○障がい福祉課長（白取靖夫） 2点、御質疑いただきました。お答えいたします。

まず、メリット・デメリットという部分でございますけれども、メリットは、それこそ今の趣旨説明にもございましたが、申請する方、これ1月1日現在で弘前にいらっしゃらなかった方、転入してきた方が申請する場合、今までというか、現在もそうなのでございますけれども、所得課税証明書の添付が必要でございます。ただ、この情報連携が行われるようになりましたら、その添付は必要なくなるということで、証明書は普通、1通300円でございますが、その手数料ですとか、取得に関する交通費、郵送料、そういったものも必要なくなると。それから、我々事務のほうとしましても、ここの部分に関しては説明を省けますし、迅速化・効率化が図られていくというふうに考えてございます。

デメリットというものは、この改正によりまして生じるものは特にないのかなということで考えてございました。

マイナンバーをどうしても書きたくないという方もいらっしゃるかもしれませんが、それは窓口において丁寧に御説明してお願いしていくことになりまして、どうしても、書いていただけないからといって、申請する方が不利益を被るということはないようにいたしますので、その辺は大丈夫でございます。

それから、今ちょっと申し上げましたが、実際の運用に当たって、強制的なものになるのかというような御質疑がございました。押しつけになるのかと。これは、今言いましたようにお願い、個人番号——マイナンバーを御記入くださいというお願いはしていくことになります。ただ、これは当然、強制、押しつけではございませんので、御記入いただけても申請書は受理するというにはなります。

○20番（石田 久委員） たまたま今日の東奥日報、陸奥新報を見ると、こんな大きいやつが載って〔資料掲示〕何か今日の委員会に、ちょうどだと思っていたわけですがけれども、やはりある程度、今、私が質疑したところで、今までマイナンバーで、かなりの漏れとか、いろいろなことが今まで全国各地で起きているというような状況で、そこのところがすごく、セキュリティの問題とか、その辺が一番危惧されるところで、はっきり言ってそれが全部分かれば、例えば石田久の財産も全部分かってしまうというような、そういうふうな、マイナンバーカードを落としたり、何とかとかいろいろあると思うのですよね。

特に今回の場合は障がい者のことですので、一番危惧するのは、本人あるいは家族の方が市役所に来てちゃんと申請をすればいいのだけれども、なかなか新しいことにはなじみなくて、分からないところがかなりあると思うのですよね。その辺については親切丁寧にという形になると思うのですけれども、はっきり言って障がい者の方の家族は、例えば介護をしている方とか、なかなか、市役所にこの申請をしない限りはやはり駄目なものなのか、その辺についてはどうなのでしょう。

やはり、これから福祉分野にどんどんこれが行くわけですがけれども、そういう意味では、私ども共産党はこのマイナンバー自体に反対はしていたのですけれども、今日は各論ですので、そこはあれですが。その辺についてはどうでしょうか。

○障がい福祉課長（白取靖夫） セキュリティ云々、漏えいが危惧されるというようなお話がございましたけれども、これに関しましてはそのようなことがないように、市役所のほうでは運用していくことになりまして、懸念は必要ないのではないかとこのように考えてございます。

あと、介護している方、御本人がいらっしゃる場合もあるでしょうし、また御家族の方、あるいは施設の方が窓口にお見えになるということがあろうかと思っておりますけれども、基本的な申請

——重度心身障害者医療費であれ地域生活支援事業の関係であれ、窓口で申請していただくことにはなりますけれども、とにかく丁寧に、分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○16番（小田桐慶二委員） 確認ですけれども、今、いわゆるこのマイナンバーを使うときに、これは強制ではないということでしたけれども、仮にそういう方がいらっちゃって、マイナンバーは言えないといった場合に、申請は受け付けるということでしたけれども、所得課税証明書はどうなるのですか。新たに取り寄せなければいけないということになるのですか。

○障がい福祉課長（白取靖夫） そもそも、この制度といいますか、改正は、1月1日現在、弘前にお住まいでなかった方が弘前に転入してきてこういう申請をした場合、前住地における所得・課税の状況が分からないので、証明書を今現在は添付していただいていると。このマイナンバーを届出していただくことによって、今度からそれがなくなるということですので、今、御質疑の中にありました、どうしてもマイナンバーを御記入いただけないということになりますと、結局、今現在と同じ運用、つまり所得課税証明書を申し訳ございませんが取り寄せて添付いただくという格好になるかと思います。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第21号 弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第21号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（番場邦夫） 議案第21号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案を配付資料で御説明いたしますので、資料1を御覧ください。

提案理由といたしましては、介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険の保険料率を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容といたしましては、大きく分けて2点ございます。

まず、1点目として、介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険の保険料率を改定するものであります。介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画に定めるサービスの見込量等に基づいて算定することとされていることから改定するものであります。

介護保険料所得段階の第1段階から第3段階における基準額に乗ずる軽減前の割合を国が定める標準割合とすることに加え、被保険者の応能負担を高めるため、所得段階を現行の9段階から13段階へ多段階化するものであります。

保険料基準額は、月額で6,757円、283円の引上げ、年額では8万1090円、3,400円の引上げとするもので、4.4%の増となるものであります。

次に、2点目として、平成30年度及び令和2年度税制改正により、介護保険料等に関して影響や不利益が生じないよう、介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除について、控除額を10万円引き下げることとされたことに伴い、意図せず所得が増加し、従前の保険料段階よりも段階が上がり負担が増加し得ることから、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定においてその影響が生じないよう対応するものであります。

次に、令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として当該譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされたことに伴い、介護保険料に係る所得段階の算定における合計所得金額について譲渡所得に係る特別控除を適用した額とするものであります。

次に、資料2を御覧ください。介護保険料所得段階表について御説明いたします。

第1段階から第3段階の保険料額については、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられており、軽減後の保険料額が被保険者に賦課されることとなります。また、第9段階以上については、応能負担を高めるため、所得に応じたきめ細かい保険料額の設定を行うことによつて保険料基準額の引上げ幅を抑え、低所得者への配慮にもつながることから、現行の第8段階及び第9段階における基準所得金額の変更などを行い、現行の9段階から13段階へ多段階化するものであります。

次に、資料3を御覧ください。新旧対照表について御説明いたします。

第2条につきましては、保険料率について改正するものであります。

3ページ中段からの第4条につきましては、賦課期日後に被保険者資格を取得した者等に係る保険料の算定について、所得段階を多段階化したことに伴い改正するものであります。

附則第11項から第13項につきましては、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準について、平成30年度税制改正の影響が生じないよう改正するものであります。

最後に、附則として、本条例の施行期日を令和3年4月1日からとし、経過措置として、改正後の本条例の規定を令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものと定めるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） まず第1点は、今回は保険料の基準額が4.4%引上げということで、283円というような形で今説明がありました。その中で、市としては所得階層別をこういうふうにして、9段階から全部で13段階という形で変更したということは、低所得者に対してはそういうような形でかなり努力されたと思うのですけれども。

その中で今回、やはり低所得者のところが、第1段階、第2段階、第3段階——第1段階から第3段階までで4割以上を占める人がいるわけですね。はっきり言って、年金生活とか、そういう人たちがかなりいる中での引上げですので、第1段階から第13段階まで全て保険料が値上げになるということで、今、これほど大変なときに保険料が値上げになるということをすごく危惧しています。

国のほうも、コロナによる特例が3月31日でなくなるということで、4月からはちょうど第8期がスタートするわけですがけれども、その中で低所得者の部分がすごく負担増になると思うのですよね。その辺について、どういうふうな形で今後、市としての独自の対策とか、その辺についてはどういうふうに考えているのか。

それと、やはり今回、第8期の中では、他市を見ると、青森市とか八戸市は据置きとか、それから引下げになっているわけですがけれども、そういうふうにして八戸市も青森市も、今こういうふうな時期だから保険料を下げたり、そういう形でやっているわけですがけれども、弘前市の場合はこれを283円上げるということで、はっきり言って保険料の引上げはすべきではないのではないかと思うのですが、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それと、今回の介護保険の補正予算で、コロナ禍の中で居宅介護サービス、訪問介護とかいろいろな形で、そういう介護の関係でいけば、今回、5億5000万円の減になっているわけですね。ですから、デイサービスに行きたくても、ちょっとコロナの関係で行けないというので、その影響が、5億円ぐらい補正であるわけですから、そういうような実態ですから、介護事業者もかなり大変。それから、お年寄りの方も、行きたくてもコロナの関係で自粛したりして、そういう中で今回、第8期の中での部分では、やはり介護保険料の引上げはすべきではないと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○介護福祉課長（工藤繁志） まず、低所得者に対する独自の支援というか、それに関しては、第1段階から第3段階までは国の制度によって、公費を投入して軽減という制度がございます。ですので、現時点では弘前市独自として、そういう減免とか軽減とかは考えてございません。

もう一つ、他市は引下げあるいは据置きということを考えているのに、弘前は値上げと。どう考えているのかということでございますけれども、例えば青森市、八戸市については基金がございます。その基金を投入して引下げあるいは据置きというふうにしてございますけれども、当市においては基金がございませんので、基金がありましたらそういうことも当然検討に入ったと思いますけれども、現在、介護保険料を抑えるためのそういう基金はないものですから、弘前市としては給付費等の推計から出した介護保険料ということになります。

あと、補正予算で5億5000万円ぐらいの減ということですが、確かにサービスの利用控えもございますけれども、補正予算の減額に関しては、計画当初よりサービスが減ったということで、例えば当市の高齢者が介護予防に熱心に取り組んだとか、健康に関して取り組んだとか、そういう効果もあると思います。なので、利用控え、あるいはこれまでの施策の効果によって今回の補正の5億円になったと考えてございます。

○20番（石田 久委員） 第1段階から第3段階のところでは、市としては独自に考えていないということですが、やはり今回、第8期の中で、本人の収入額に対する負担割合を見ると、今回出された第6段階のときは大体、個人収入の7.3%ぐらいですね。それが、例えば所得が高い人になると、本人の収入に対する負担割合はだんだん低くなって、例えば第10段階を見ても2.7%になってしまうと。それから、第13段階だと0.19%というような形で、それがだんだん、所得が多い人になると、そういう本人の収入に対する負担割合が低くなっているという点で、ま

だまだ改善する余地はあると思うのですけれども、そういう意味からも、本当に、第1段階から第3段階、あるいは第4段階の方は、全部が非課税世帯という中で、年金とかから比べるとすごく多くなっているわけです。

それから、月1万5000円以下の方は、直接払わなければならない滞納者がかなりいるわけです。ですから、これがまた値上げになると保険料が払えなくなってしまうような状態になりますけれども、その辺についてのフォローとかは検討しているのでしょうか。

○**介護福祉課長（工藤繁志）** 確かに、計算してみますと、所得が多い、段階が増えるごとに収入に対する介護保険料の負担割合というのは、パーセントとしては少なくなっています。ここについては次回——第9期なり第10期なりでいろいろ検討する余地はあると思ってございます。

なので、現段階では13段階としましたけれども、次回また検討ということになるかと思いません。

○**1番（竹内博之委員）** 今回、第7期から第8期になるに当たって、9段階から13段階というところをちょっと聞きたいのですけれども。

この合計所得金額というのは多分、年収とはまた考え方が違うと思うのですけれども、それぞれ控除の金額とかも別なので。参考までに、第13段階とか第12段階、第11段階の年収の目安というのはどれぐらいなのかというのが、今すぐ分かればいいのですけれども、どれぐらいなのかというのと、今、石田委員が年収に占める割合についての話をしていたのですけれども、私は逆に、保険料の年額の伸び率ベースで見ると、第13段階の人は37%ぐらい上がっていて、これ私だったらびっくりするなという数字なのですけれども、その点について、この伸び率というのをどう見ているのかというのを聞きたいのと、あと、今日に至るまでに審議会があったと思うのですけれども、その審議会の場での議論の焦点というのは何だったのかなど。ちょっと議事録が見られなかったので、教えていただければなど。

○**介護福祉課長（工藤繁志）** まず、介護保険料の伸び率ということですね。

確かに、平均というか、基準額でいけば4.4%の引上げになりますけれども、確かに第9段階以上の方は段階が上がるごとに上がっていています。それで、段階を増やす際は、どこの市町村でも1回目は、引上げ幅としては、こういうパーセントは増えます。次回、もし同じ13段階でいくとすれば、全体的には同じ引上げ幅ということになりますので、その辺は段階を増やした1回目ということで理解いただければと思います。

二つ目、例えば、一番上の第13段階は、給与収入であれば1200万円、給与収入が1200万円あれば第13段階に該当ということになります。

審議会においては、保険料についてはこちらのほうから案を示しましたが、特段それで、段階を増やすのは駄目だとか、そういう話・意見はございませんでした、保険料に関しては。

○**1番（竹内博之委員）** ありがとうございます。

段階を増やしたことによって、ある意味では、前の第9段階の中においては上限額が決まっていたので、一方の見方としてみれば、保険料が抑えられていたというような見方もできますし、令和3年度の予算案を見ても、いわゆる保険料収入は、1億4000万円ぐらい上乗せしているのが多分、今の改定の部分で、一方で一般会計からの繰入れも1億3000万円ぐらい減っているということが、いわゆる被保険者の応能負担というところは一定の理解ができるのかなというふうに思っておりましたので。最後、質疑ではないのですけれども、意見として。

○**8番（木村隆洋委員）** すみません、1点だけいいですか。

先ほど、課長の御答弁の中で、石田委員の質疑の中で基金のお話があったのですけれども、第

7期のときに、地域福祉基金から繰入れして値上げを大分抑えたという印象があるのですが、今回の第8期に関しての地域福祉基金の考え方というか、そこだけ1点伺えれば。

○**介護福祉課長（工藤繁志）** 先ほど私がお話しした基金というのは介護保険財政調整基金のことです。地域福祉基金から繰入れするというふうにすれば、いわゆる法律で決まっている割合の繰入れ以外の、いわゆる法定外繰入れというために、今までは地域福祉基金から繰入れしていたということになります。

ただし、法定外の繰入れというのは、国・県においても、法の中では想定されていないことであり、あまり好ましくないというふうにもされていますので、今回は、そういうことは考えておりませんでした。

○**委員長（蒔苗博英委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（蒔苗博英委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○**20番（石田 久委員）** 議案第21号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案に反対し、討論を行います。

本議案は、第8期弘前市介護保険事業計画に基づき、保険料の基準額を6,757円とし、第7期と比べて283円引き上げるものです。あわせて、収入が変わらないのに所得段階が上がってしまうことを防ぐための見直しを行うもので、所得段階などの見直しについて反対するものではありません。

本議案に反対する第1の理由は、保険料をこれ以上引き上げるべきではないということです。

今回の改定で所得段階別の全ての階層で保険料が引き上げられます。それは、生活保護を受給している世帯や、世帯全員が住民税非課税の世帯にも及んでいます。

介護保険制度が始まってから3年ごとに引き上げられ、今では高過ぎる保険料にもかかわらず保険料は年金から天引きで、問答無用に払わせています。第7期の天引きされない普通徴収（月1万5000円以下）では、674人の人が、収入が少ないことで保険料を払うことができませんでした。まして、コロナ禍において経済状況が厳しい今、これ以上の負担を市民に押しつけるべきではありません。

だからこそ、八戸市では保険料を引き下げ、青森市では据え置く努力が行われています。弘前市では、第6期、第7期と法定外繰入れを行っていますが、第8期では繰入れをしていません。

第2の理由は、介護保険法改定に伴う利用料値上げに対して市独自の軽減を講じなかったことです。

厚生労働省は、経営難を支えるため、デイサービスやショートステイなどの介護報酬単価を0.7%引き上げました。しかし、コロナ危機の下で介護事業所の倒産が過去最高の状況で、全産業平均より8万円低い介護職の給与の引上げ、人員を確保するためには全く足りません。

しかも、僅かに引き上げられた報酬単価分の財源は、従来の国25%、地方自治体25%、保険料50%に乗せるだけの国の負担割合はこれまでと変わりません。その結果、保険料や利用料の引上げにつながっています。サービスの内容が変わらないのに利用料だけが高くなったことに、利用者や家族から怒りの声が上がっています。介護報酬引上げによる負担増は、国の予算で対応すべきです。

また、新年度からは、世帯全員が住民税非課税のうち、年金収入120万円を超える世帯を対象に、介護施設利用者の食費負担が月額2倍以上に引き上げられます。それは、デイサービスやショートステイを利用する際の1食当たりの食費負担にも影響します。

既に利用料が高過ぎて利用抑制が起きています。介護保険制度が始まって20年、「保険あって介護なし」の状態は深刻さが増しています。必要な介護を保障するためには、市としての独自の利用料軽減策を行うべきです。

介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課するのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものに、そして介護で働く人が安心して働き続けられる環境にすることは、国や行政の責任です。

今、市民に対してこれ以上の負担増を行うべきではないことを申し上げて討論を終わります。

○1番（竹内博之委員） 私は、議案第21号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で意見を申し上げます。

本条例案は、令和3年度からの第8期介護保険料の基準額を4.4%引上げの8万1090円とするものであります。

介護保険料につきましては、全国的にも、高齢化率の増加に伴い、保険料基準額は増加傾向にあり、当市の第8期保険料については、第7期で法定外繰入れを前提として保険料の上昇を抑制したことによる持ち越し分が引上げの主な要因となっております。

そのような中、応能負担を高めるため、保険料の所得段階を多段階化することにより、低所得者の負担を軽減したことに加えて、保険料を4.4%の引上げに抑えたことについて評価するものであります。

以上の理由から、私は、議案第21号について賛成の意を表明するものであります。

理事者におかれましては、今後とも被保険者が安心して必要なサービスを受けられるよう、介護保険財政の安定化及び健全化に努めていただくよう希望するものであります。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蒔苗博英委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第22号 弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第22号弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（番場邦夫） 議案第22号弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案を配付資料で御説明いたしますので、1ページ目の資料1を御覧ください。

1、改正理由といたしましては、国は、各種介護サービス事業の運営基準等を定める厚生労働省令について、介護報酬の改定と併せて3年に一度改正しており、令和2年度も改正が行われたところであります。このことから、厚生労働省令の規定に基づき、各種介護サービス事業の運営基準等を定めている市の条例についても所要の改正を行う必要が生じたものであります。

2の、改正しようとする条例は4本あり、各条例について御説明いたします。

第1条では、要介護1から5までの人が利用できる指定地域密着型サービスに係る運営基準等を定めている弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、第2条では、要支援1及び2の人が利用できる指定地域密着型介護予防サービスに係る運営基準等を定めている弘前市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、第3条では、要支援1及び2の人のケアプランの作成を行う指定介護予防支援に係る運営基準等を定めている弘前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、第4条では、要介護1から5までの人のケアプランの作成を行う指定居宅介護支援に係る運営基準等を定めている弘前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、3、改正内容について御説明いたします。

本条例案では、各種介護サービス事業の運営基準等を定めた厚生労働省令の改正内容に合わせて基準等を改正しようとするほか、引用条項及び語句の整理を行うなど、所要の改正をしようとするものであります。

具体的な改正内容は、2ページ以降に資料2としてまとめております。主な内容としては、介護人材の確保や介護現場の業務効率化及び負担軽減のほか、感染症や災害への対応力強化などとなっております。

最後に、附則として、本条例案の施行期日につきましては、令和3年4月1日からと規定しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 資料2の5ページなのですが、弘前市はこれから、第8期に向けて、地域密着型介護老人福祉施設の計画があるわけですが、具体的にお聞きするのは人員配置基準のところなのですが、サテライト型居住施設というふうな形で書いているのですが、その中に生活相談員を置かないことを可能とするというふうな文言がありますけれども、今、どこの特養でも生活相談員がいるわけですが、これを置かないことを可能となると、家族がそこに相談して、どういうふうな形でとか、入居費がどのぐらいだとか、いろいろな相談があるのですが、今度、そういうのを置かないとなるとどういうふうな状況になるのかということ、それから、その下の、4番目の、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置づけると書いています。今までは、特養とか老健施設を見ていると、確かに栄養士はいますけれども、今度は管理栄養士の配置を位置づけるといことなのなのですが、そういうような体制づくりが、どういうふうな形でできるのかなというふうに思っていますけれども、そ

の辺についてお答えしていただきたいと思います。

○介護福祉課主幹（三上礼興） まず、サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設ですけれども、本体施設と密接な連携を確保しながら、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型、いわゆるミニ特養のことをサテライト型の施設と言っております。

ですので、サテライト型の場合につきましては、本体施設と密接な連携を取るということで、生活相談員も本体施設と連携することで生活相談を置かなくてもいいということをも可能とするということですので、密接な連携ができるということ、従来どおりの対応が可能だと考えております。

2点目の、栄養士に加えて管理栄養士の配置を求めるということですが、省令の改正につきましては、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めるという改正の内容になっておりまして、3年の経過期間を設けて行うということでしたので、順次、その3年間におきまして、地域密着型介護老人福祉施設のほうでもその体制を取っていただくということを考えております。

○20番（石田 久委員） サテライト型の問題で、本体施設が介護老人福祉施設とかというような形で書いていますけれども、これから弘前市がミニ特養をやるに当たっては、本体の特養がある施設で建てるのならいいよと。何もなくて、新しく手を挙げたところは駄目なのかというところを、その辺についてはどうなのでしょう。

○介護福祉課主幹（三上礼興） 第8期の計画におきましては、初めて地域密着型介護老人福祉施設、いわゆるミニ特養の整備をすることとしておりますが、市としましては、単独のミニ特養であってもサテライト型のミニ特養であっても、どちらでも整備のほうは大丈夫だと考えております。

○20番（石田 久委員） 今、答弁漏れで、その中で、単独でも生活相談員を置かないことを可能とするとなると、入所するときに必ず生活相談の部屋に連れていかれて、いろいろやるわけですが、これが何もなくて、例えば事務長室にとか、そういう形になってしまうのか、その辺についてはどうなのでしょう。

○介護福祉課主幹（三上礼興） ここにつきましては、あくまでもサテライト型の場合、生活相談員を置かないことを可能とするということですので、単独の場合ですと、従来どおり生活相談員を置かないといけないということになります。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第23号 弘前市児童館条例の一部を改正する条例案

議案第33号 指定管理者の指定についての議決の一部変更について（弘前市小友児童館）

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第23号弘前市児童館条例の一部を改正する条例案及び議案第33号指定管理者の指定についての議決の一部変更についての以上2件は、関連がありますので一括して審査に供します。

議案第23号及び第33号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） 議案第23号弘前市児童館条例の一部を改正する条例案と議案第33号指定管理者の指定についての議決の一部変更について（弘前市小友児童館）、これについては関連がございますので一括して御説明申し上げます。

令和元年第3回定例会におきまして弘前市立学校設置条例の一部を改正する条例案が可決され、令和3年4月1日より、新和地区の小学校であります新和、小友、三和の3校が統合し、新たに新和小学校となることが決定しており、それに伴い、小友小学校、三和小学校が閉校することとなっております。

市では、小学校区ごとに児童館、児童センター、またはなかよし会等を設置し、放課後の居場所を確保しておりますが、小学校の統合に伴い、放課後児童の新たな居場所として、児童の安全を考慮し、県道37号主要地方道弘前柏線沿いの新和小学校に隣接している新和児童館を活用したいと考えております。送迎バスの運行もあるため、新和小学校と新和児童館の間を道路に出ることなく行き来できるように改修もされております。

このことから、議案第23号弘前市児童館条例の一部を改正する条例案は、市が設置する弘前市小友児童館を廃止するため、所要の改正をするものでございます。改正内容につきましては、児童館の設置について定めた第2条の表中の「弘前市小友児童館」の項を削除するものであります。附則は、本条例の施行期日を定めたもので、令和3年4月1日に施行しようとするものであります。

なお、今回の条例案に直接関係するものではございませんが、弘前市立三和小学校内で行ってまいりました三和放課後児童会利用児童も新和児童館を利用することとなっております。

続きまして、議案第33号指定管理者の指定についての議決の一部変更について（弘前市小友児童館）であります。

さきに御説明いたしました議案第23号の内容に伴い、弘前市小友児童館は閉館となることから、平成30年12月21日に議案第136号で提案し議決を経た指定管理者の指定について（弘前市自得児童館等の指定管理者の指定）の3、指定の期間に、弘前市小友児童館の指定管理期間を令和3年3月31日で終了する項を加えるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 議案第23号及び第33号の以上2件に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 資料の2ページ目なのですがすけれども、三和、小友、新和という形で小学校の児童数が書いているのですがすけれども、これが一本化で新和児童館にすることなのなのですがすけれども、その人数が、単純に計算すれば150人ぐらいなのですがすけれども、この子供たちが新和児童館のところに、全ての子供たちが希望すれば利用できるのかどうか。

それから、1年生から3年生のところと、サテライト教室が4年生から6年生とかとあるのですけれども、こういう部分で、人数的にどういうふうになるのか。

それと、子供たちが、例えば小友とか三和、笹館の子供たちが、児童館が終わったときに、バスの送迎とか、そういうのも含めてあるのかどうか、その辺についてまずお聞きしたいなと思っています。

○こども家庭課長（石澤容子） お答えいたします。

こちらのほうは3校が一緒になりまして、児童の数としては、153名の児童が新和小学校に通うこととなります。今のところ、児童館に登録している児童は現在、132人が登録しております。毎日132人が一度に使うということではなくて、児童によりますけれども、今のところ、1日の平均利用が大体70人から多いときには100人というような状況になっております。大体、土曜日とか長期休業日は児童館のほうで、いつもみんな一緒に支援することができるのですけれども、どうしても平日の放課後、4・5・6年生が、部活が始まる前とかはどうしても過密な状況になりますので、その間だけは新和小学校の中の音楽室をお借りしてサテライト教室ということと、一旦、4・5・6年生はサテライト教室のほうに移動するというような形になります。

あと、お迎えについてですけれども、小学校のほうでシャトルバス、それからジャンボタクシー等を支度してくれまして、それを平日、児童館の児童が帰る時間と小学校の児童が帰る時間、平日は2往復分のバスを支度していただいております。それぞれ、小友と三和の近くの停留所のほうまで児童を送迎するというような形になっております。

○20番（石田 久委員） 今、説明があったわけですが、実際、私も三和の児童会とか小友小学校とかを見ればかなり古くて、そういうのも含めて、近所だから家に真っすぐ帰る人もいるのですけれども、今回の場合はみんな遠くなるわけですね。そうすると、どうしても帰るときに、児童館を使わないで真っすぐ帰る人も、そういう人にもバスが出るのかちょっとあれですけれども、そういうふうになると、では最後までみんなここで残ってやろうとなったときに、132人が登録したときの、子供の数がかなり多くなるのでないかと予想されると思うのですけれども、その辺について、三つの小学校が一つになるということで、市としてもいろいろ工夫されていると思うのですけれども、今はこうだけれども、でもそれが一つになったときに人数がかなり多くなると予想されると思うのですよね。

ですから、その辺については臨機応変にやっていると思うのですけれども、その辺についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○こども家庭課長（石澤容子） バスについてですけれども、第1便は4時に出発、あと第2便は6時に出発ということで、一応、2便支度しております。部活がない方とかは4時まで、小友とか三和のお子さんたちは、4時までには児童館にいていただくか、あるいは親御さんがお迎えをしていただくという形になります。親御さんのお迎えのない方は、4時のバスに、第1便に乗っていただいて、その後、小友の農村公園ですとか、三和の集会所の前とかで降ろして、そこにお迎えに来ていただくとか、そこから歩いて帰るといった形にはなります。

まず、これまで児童館を使っていなかった方でも、三和とか小友の方は一旦、4時までには児童館のほうにいていただいて、そこでバスの送迎とかお迎えを待つていただくという形になると思います。

○20番（石田 久委員） 三つの児童館が一つになるということで、二つが廃止ということなのですけれども、笹館なんかへ行くと、前は保育所があったのが廃止になってしまって、今度は小学校もなくなって、笹館、小友には今、バスも通らないような状況で、ですから本当に、何という

のですか、寂れていくというか。笹館の人は、はっきり言って買物も鶴田まで行くわけですよ。病院へ行ったり、何とかという形で、そんなふうにだんだん過疎化になって、バスもない、学校もない、そういう中で地元の人たちはすごく危惧していますね。

やはり、そういう中で、市としてはきちんとこのところを、対応についてはしていただきたいと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○こども家庭課長（石澤容子） まず、こちらの新和地区においては、小学校の統合に当たっては協議会というのを設置しまして、平成27年ぐらいから教育委員会が始めたものなのですけれども、その当時はやはり、三和とか小友の方たちは反対意見も多くて、今、委員がおっしゃっていただいたようにだんだん寂れていくとか、小学校も児童館もなくなることには、かなり反対意見もございました。それを、27年から始まり、29年7月に、正式に統合の準備協議会を整えまして、そこで各学校のPTAとか町会の方とか、約30人程度で協議会の委員、地元の方たちがみんな集まって協議をしていく中で、そこについては皆さん、だんだん、説明を受けて了解をしていかれたという形になっております。

統合のこと、最近では反対意見もなく——一部にはあるかもしれませんが、この協議会の中では一旦、皆さんの了承を得てこういうふうになったということがございますので、地元としても理解を得られたのかなとは思っております。

○2番（成田大介委員） 一つ、質疑というか確認なのですけれども、2ページ目の、要はこの登録者数ですね。各学校の登録者数なのですけれども、これは児童クラブに登録している児童のことを言っているのかお聞かせ願います。

○こども家庭課長（石澤容子） 位置図の登録児童というところですよ。こちらは、児童クラブのほうに登録している児童でございます。

○2番（成田大介委員） ちょっとお願いだけ申し上げます。

これ、児童クラブに登録している児童の人数が令和2年度現在で約130名ぐらい、児童クラブに登録しているのですよね。児童クラブということは、要は市役所に届出を上げている人たちということですか。

○こども家庭課長（石澤容子） そうです。学童保育としてこども家庭課のほうに申請をいただいている方たちの人数でございます。

ただ、それ以外の方も合わせて児童が153名いらっしゃいますので、残りの20名の方は登録していないわけなのですけれども、この方たちも自由に新和児童館は使うことができますので、使う時間は短いとしても、皆さんがサテライト教室と児童館の両方をいつでも使えるように体制は整えております。

○2番（成田大介委員） 新和児童館の概要ということで、定員以上の人が来るかもしれないということを見ると、この辺はちゃんと考えていただきたいなと思います。

分かりました。児童館というか、普通に児童館に入れるときに、ただ現場に紙だけを提出するではないですか。その数なのかなと思っていたので、児童クラブまでとなると、なかなかやっぱり、源泉徴収票を出したり何なりと、非常に面倒くさい作業をしているのかなと思ったので、この辺、では使いやすいうようにしていってほしいなと思います。

○27番（宮本隆志委員） この指定管理者だけれども、小友児童館と、それから新和児童館、三和には児童会があるのか。（「はい」と呼ぶ者あり）この三つは、指定管理をしている人は一緒か。

○こども家庭課長（石澤容子） 小友児童館と新和児童館は、自得児童館も一緒なのですけれども、3館、社会福祉法人富輝会というところで指定管理をしております。それで、三和の児童会とい

うのは、小学校の中になかよし会という形で、市の直営で学童保育を設置しておりましたので、そちらだけは直営という形になっております。

○27番（宮本隆志委員） せば、そこは、今現在は小友と……（「新和と」と呼ぶ者あり）新和もやっているのか。せば、そのままだ。指定管理料を高くさねばまね。

○こども家庭課長（石澤容子） 指定管理料は、これまでの新和児童館の分はそのまま指定管理料としてお支払いして、サテライト教室分を市からの委託事業ということで、またこちらのほうの人件費を添えて委託料としてお支払いすることにしております。

○27番（宮本隆志委員） そうすれば、例えば自得児童館はそのまま指定管理でいいわな。あそこも近いうちに複式学級になって、統合させられるのだろうけれども。

せば、小友児童館なんかの指定管理料は……そうか。今年の4月1日からは指定管理から外されるということになってということなのだよな。ということは、収入が減ることか。逆に言えば、そこは。

○こども家庭課長（石澤容子） そうですね。これまでの小友児童館の分の指定管理料は、1年間で560万円だったのですけれども、それがサテライト教室になりますと336万円ということで、224万円の減額になります。ただ、その分、人件費も減ることになりますし、あと建物の管理料とかもかからないことになりますので、正規に見積もった金額で減額をしております。それは了解を得られております。

○27番（宮本隆志委員） あと、意見ということで。

というのは、要するに今まで指定管理を受けているところが、その場所がなくなるわけだから、来年手を挙げて、要するにその法人に今までじゃえんこが入ってきて、いろいろ事業計画を立てて、今度はなくなるわけだから、その社会福祉法人が困るのでないのかなと思って。今まで3か所やっていたのが、今度は1か所しかやれなくなればということで、ちょっと今それ、ほかの懐だけれども、ちょっと案じて聞いたのだけれども。それだけです。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第23号及び第33号の以上2件に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第23号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第25号 弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第25号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） 議案第25号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案及び後ほど御説明いたします議案第24号につきましては、共に国基準が改正されたことから、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

また、本条例案が家庭的保育事業等の認可基準でありまして、議案第24号が運営基準を定めたものとなっていることから、認可基準となっている本条例案を先に御説明させていただきますことを御了承願います。

資料で御説明いたしますので、配付しております資料1を御覧願います。

初めに、弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について御説明申し上げます。

児童福祉法に規定されている家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の四つの事業——以下、家庭的保育事業等と申しますが、家庭的保育事業等の実施に当たっては、児童福祉法の規定により市町村が実施主体とされており、市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う場合には市町村の認可を得ることとされております。

本条例は、本市において家庭的保育事業等を市以外の者が行うに当たっての認可基準を定めたものとなっております、その内容につきましては国基準に準じて定めることとされております。

次に、配付しております資料2を御覧願います。資料2は、今回の条例案の概要となっております。

1の改正の概要でございますが、家庭的保育事業等は、保育所などと同様、保育を必要とする児童の受皿となる事業の一つでございますが、本市におきましては、近年の少子化傾向から、新たな保育施設の設置等を行わず、既存の認可保育所等の定員の調整や施設整備を進めることで確保することとしております。このことから、市の認可を必要とする家庭的保育事業等につきましては、これまで実施を見送ってきております。

しかし、市では今後、事業を実施することとなった場合に備え、市が認可基準を定めるに当たって従うこととされている国基準の改正等に合わせ、これまでも関係規定を整備しております。今回上程しております改正案につきましても、市では事業自体は実施しておりませんが、国基準において家庭的保育事業者等が行う連携施設の確保に関して一部改正がなされたことから、これまで同様、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

2の主な改正の内容ですが、改正内容は二つございます。

一つは、原則として、ゼロ歳から2歳児への保育を提供する家庭的保育事業者等は、卒園後の児童の受入先確保のために連携施設を確保することとなっておりますが、優先的な利用調整などの対応策を講じることにより、卒園後も引き続き必要な教育・保育が受けられる場合には、当該家庭的保育事業者等に確保することが求められている卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とするものであります。

二つ目は、居宅訪問型保育事業者が保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上、もしくは環境の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合にも居宅訪問型保育の提供ができることを明確化するものであります。

次に、配付資料3を御覧いただきたいと思います。

資料3は、改正内容の部分に関して、改正前と改正後と比較したものとなっております。

説明は以上となります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 資料1の、家庭的保育事業等とはと、四つほど書いています。先ほど、部長が実施していないというふうな形で、これは家庭的保育事業なのかなと思って聞いていたのですけれども、この四つのうち、具体的に弘前でやっている事業所、例えば事業所内保育事業とかがありますけれども、よく宣伝しているら.ら.ら.保育園とか、何かそういう感じなのかなと思う。そういうのは弘前に、具体的にどのぐらいあるのか。

それから、小規模とかは、昔でいう無認可の何とかなのかなと思うのですけれども、その辺を今、弘前ではどういうふうな形になっているのかお答えしていただきたいと思います。

○こども家庭課長（石澤容子） 現在のところ弘前では、この四つの家庭的保育事業等の事業所となっているところはないものでございます。これ以外に、弘前市の中には認可外の保育所と言われるものが12か所ございます。そのうちの三つは企業型保育所というところ、あと二つは一般に認可外、あと七つは事業所内保育所ということで、国立病院だったり、弘大病院だったりで行われている事業所内保育所ということになりまして、この定義とはまたちょっと違うものでございます。

○20番（石田 久委員） 事業所内保育事業と書いているので、そういう感じで捉えていたのが、今のあれを聞くと、国立病院とか、そうかそうかと思うのですけれども。

では、例えば今の、さっき言ったら.ら.ら.保育園とか、よく新聞とかに載っているところはどこに当てはまるのかなと思っていたのですけれども、その辺をよろしくお願いします。

○こども家庭課長（石澤容子） ニコニコこどもえんと、ら.ら.ら.保育園とか、あと北星のほうのベビーホームとかは企業型ということで、別な運営費を国のほうからもらって運営しているところでございます。あと、ちょっと小さい保育所、病院の中の保育所とかは認可外保育所ということで、市の基準を満たして認可を受けるものがこの家庭的保育事業等というのですけれども、市の認可ではなく、ただの認可外ということで、市の基準を満たさなくても運営されているのが病院の認可外保育所になります。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第24号 弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第24号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） 議案第24号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料で御説明申し上げますので、配付しております資料1を御覧願います。

初めに、弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法におきまして、都道府県等の認可を受けた保育所、幼稚園、認定こども園を総称して教育・保育施設と定義しており、また、先ほどの議案第25号で御説明いたしました市町村の認可を受けて行う家庭的保育事業等を地域型保育事業と定義しております。

教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者は、子ども・子育て支援法の規定により、市町村から運営に関する基準を満たすことの確認を受けることで特定教育・保育施設または特定地域型保育事業と定義され、施設型給付費または地域型保育給付費と呼ばれる児童の保育等に要する費用、いわゆる運営費を市町村から支給されることとなります。

本条例は、当市における運営費支給に当たって確認する運営基準を定めたものとなっており、その内容につきましては国基準に準じて定めることとされております。

次に、配付しております資料2を御覧いただきたいと思っております。資料2は、今回の条例案の概要となっております。

1、改正の概要でございますが、本条例案は、市が運営基準を定めるに当たって準じることとされている国基準において、特定地域型保育事業者が行うこととされている連携施設の確保に関して一部改正がなされたことから、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、その改正内容についてですが、2の改正の内容は、原則としてゼロ歳から2歳児への保育を提供する特定地域型保育事業者は、卒園後の児童の受入先確保のために連携施設を確保することとなっておりますが、優先的な利用調整などの対応策を講じることにより、卒園後も引き続き必要な教育・保育が受けられる場合には、当該特定地域型保育事業者に確保することが求められている卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とするものであります。

次に、資料3を御覧願います。

資料3は、改正内容の部分に関して、改正前と改正後を比較したものとなっております。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（竹内博之委員） 2点。

今、部長の説明の中で、この特定教育・保育施設、特定地域型保育事業は市の認可によって事業を実施できるということなのですからけれども、改正の概要の中に、市町村から施設型給付費または地域型保育給付費の支給を受けてとなっているのですけれども、この財源というのは、基本的に一般財源での対応になるということなのかということと、もう一つ、この事業者、事業主体にな

り得る人や法人というのは今、弘前市内で想定としてあるのかなという2点についてお願いします。

○**子ども家庭課長（石澤容子）** 今、弘前にはないものですが、もしこれからこの事業を始めるとすれば、保育園とか認定子ども園と同じように、国のほうから給付費を受けられる事業でございます。同様のシステムになっております。

それで、今、弘前に事業主体となり得るところがあるかどうかというところですが、団体からこの事業を実施したいというような要望はこれまであったのですが、団体・個人を含め、転入してこられる一般の家庭も含め、こういう事業をしたいというような御相談は年に一、二件ほどございました。ただ、事業者になり得るかどうかは、やはり認可基準を満たすかどうか精査しなければ、ちょっとそこは確認できないものでございます。

○**1番（竹内博之委員）** 今、周りの同世代を見ていると、結構、ゼロ歳で子供を預けたいというニーズは結構あるのかなというふうに思っていて、ただその受皿としてなかなか場所がないというのも現状だと思います。

そういった意味で、今回、いろいろ法改正をしていく上で、そういった市民ニーズがある分野なのかなというふうに思うので、いい・悪いではないのですが、財源も国費のところだし、ある意味、子育てする上では必要な法整備なのかなというふうに聞いておりました。

○**2番（成田大介委員）** ちょっと確認というか。

資料3の、改正後の部分になるのですが、上記(ウ)の連携施設の確保不要ということで、これはさっきの質疑とも重複するかもしれないのですが、これはどの、教育・保育施設は当然なのですが、地域型保育事業とかの中でも、要はゼロ歳児から2歳児以上の幼児期のお子さんをそのまま連続して預かってもらえるということなのではないでしょうか。

○**子ども家庭課長（石澤容子）** 連携施設というのは、まずこの事業そのものが、家庭的保育というのが大体、零歳から2歳児までのお子様を預かるような事業所なのですが、引き続いて、保育が確保できないようなことがないように、あらかじめ認可の申請をする段階で連携施設を定めておかなければいけないというところだったので、市の保育所とか認定子ども園は予約制ではないので、なかなか確保はできないところですが、それを認可外の保育所とかそういうところを指定して、連携施設として確保しなければならないというのがこれまで……。

○**2番（成田大介委員）** ごめんなさい。私は、ちょっと勘違いをしていたのかな。

せば、改正後の、連携施設の確保不要というのは、そこにそのままいられるということではなくて、幼児期にずっといられるということではなくて、その施設側で探す必要がないということなのですか。

○**子ども家庭課長（石澤容子）** そうです。これまでは必ず連携施設を確保しておかなければいけなかったものが、どうしてもこの事業がなかなか国のほうで、連携施設を確保しなければいけないということで、全国的に事業所が増えないというところが指摘されておりましたので、今度は連携施設を確保しなくても事業を実施しやすいように、そのために連携施設は要らないと。

ただ、その代わりに、その後を使うところがないと困らないように、例えば市で保育所の申込みをしたときに市の入所の基準をちょっと、こういう家庭的保育事業に入っていたお子さんに対して加点をしてあげるとか、市のほうで何かしらの得点といいますか、加点をしてあげるところは、今後は必要になるというところでございます。

○**委員長（蒔苗博英委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第26号 弘前市多目的広場条例を廃止する等の条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 最後に、議案第26号弘前市多目的広場条例を廃止する等の条例案を
審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（三浦直美） それでは、議案第26号弘前市多目的広場条例を廃止する等の条
例案について御説明申し上げます。

本条例案は、市が設置する藤沢地区運動広場を廃止するとともに、相馬球場の設置目的を市
の体育施設と同一のものに変更するため、条例を廃止等しようとするものであります。

附則は、本条例の施行日を令和3年4月1日と定めるとともに、廃止前の手続、その他の行
為について、改正後の弘前市体育施設条例の相当規定によりなされたものとして取り扱うこと
ができるよう経過措置を設けたものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 条例案の内容を見て、弘前市多目的広場条例の廃止というふうを書いて
いますけれども、これは具体的にどういう施設が入っているのか。藤沢地区運動広場と相馬球場
が今まで多目的広場条例の中に入っているのだと思うのですけれども、どういうところが主に、
弘前市でいけば具体的にどういうところが多目的広場だったのかというのと、それから、相馬球
場が、次のほうを見ると使用料が1時間310円という形になっていますけれども、今まではどう
だったのかというところをお聞きしたいなと思っています。

○スポーツ振興課長（石澤淳一） 今の御質疑の第1点目、多目的広場条例でございますけれども、
こちらのほうの条例で設置されている施設が相馬球場——これが大字黒滝のほうにある相馬球場
でございます。これがまず1施設と、今、廃止するというようなところで御説明している藤沢地
区運動広場——これが大字藤沢字野田というところにある施設になります。この二つの施設が多
目的広場条例で設置されていた施設となっております。

2点目の、相馬球場のほうの310円という金額でございますが、これも多目的広場条例の中
でうたわれておまして、1時間当たり310円と、今までもそういう形で料金を取っていたという

施設でございます。

○20番（石田 久委員） 1時間で310円というふうになると、例えばこの体育施設のところを見ると、例えばそういうところも1時間で310円ぐらいなのか。そういう、他施設と比べるとどういふふうな形になっているのかなと思うのですけれども、比べようがないのかなと思いながら、この体育館を見ると……あとは何だろう、南富田町体育センターになるのかな。でも、野球場が何もないので、どういふふうなのかはちょっと。どうでしょうか、その辺は。すみません。

○スポーツ振興課長（石澤淳一） 今の相馬球場の1時間310円といったところですがけれども、ほかに、球場というようなところでいきますと、並べて比較できるようなところは、小沢運動広場というところがあるのでありますが、そちらのほうは160円という金額になってございます。

○27番（宮本隆志委員） まだ時間はあるよね。急いで聞きます。

ちょっとこれ、資料だけ見てちょっと不思議というか、質疑するのですが。藤沢地区運動広場とありますけれども、行ったことも見たこともないので、ちょっと突拍子もない話になるかもしれませんが。

これを見ると、所在地、それから土地の所有者が共有21名、神社境内の中にあるというような感じだけでも、この運動広場は市の持ち物なのですか。それと広さは……神社の中にあるということは、まず一つ、市の所有なのですか、これ。

土地所有者が21名ということは、市の所有権というか、普通の広場というのは、我々、その辺の広場を市で買って整備して造ったのだけれども、この所有はどこなのですか。

○スポーツ振興課長（石澤淳一） 今の御質疑ですがけれども、藤沢地区運動広場というのが、昭和57年に農業構造改革事業ということで、これスポーツとはちょっと関係がないのですけれども、相馬村時代に、神社の境内地に、それこそ遊具——滑り台だとかジャングルジムとか、そういったものを農業構造改革事業で整備をしたというまづ経緯がございます。それで、実際にある場所が、藤沢地区の野田神社という神社がございまして、その神社の境内地にそういったものを、市のほうでそういう事業を活用して設置したというのが始まりということになっております。

○27番（宮本隆志委員） ということは、今、市の土地ではないということで、だとすれば今、これを廃止してしまえば、市で、例えばそこをきれいに整備してその方に返して、はい、さようならということでもいいのですか。

○スポーツ振興課長（石澤淳一） 資料のほうにもちょっと書かせていただいたのですが、遊具があったものが、これがもう26年度に老朽化とかで撤去されてしまっています。それで、最近では令和2年度に、トイレがあったのですが、こちらのほうのトイレも地元の町会のほうから、使う人も何もいないと、廃止してもらえればなということで撤去をかけていますので、もう今は本当に神社の境内地という形になっていますので、共有者がいますので、そちらのほうにお返しするというところでございます。（「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時47分 散会】